

手続説明書

(下水)

排水設備指定工事店の指定事項の変更

1 変更の届出

提出書類
<input type="checkbox"/> 排水設備指定工事店指定事項変更届出書（様式第5） ※次に掲げる変更の内容に応じて、それぞれ必要な書類を添付すること。

(1) 事業所の名称・所在地の変更
<input type="checkbox"/> 事業所の平面図及び写真並びに付近見取図（参考様式） ※所在地の変更の場合のみ <input type="checkbox"/> 排水設備指定工事店証
(2) 法人の名称・住所・代表者の氏名の変更
<input type="checkbox"/> 定款の写し（原本証明をしたものに限る。） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 法人の代表者の経歴書【代表者の氏名の変更の場合のみ】 <input type="checkbox"/> 排水設備指定工事店証
(3) 法人の役員の氏名の変更
<input type="checkbox"/> 誓約書（様式第2） <input type="checkbox"/> 登記事項証明書
(4) 個人の氏名・住所の変更
<input type="checkbox"/> 住民票の写し又は外国人登録証明書の写し <input type="checkbox"/> 経歴書 <input type="checkbox"/> 排水設備指定工事店証
(5) 事業所に専属させる排水設備工事責任技術者の氏名
<input type="checkbox"/> 排水設備工事責任技術者の登録を受けた者の雇用を証する書類（※）

注 雇用を証する書類は、次に例示する書類とします。

(※)	雇用を証する書類の例
<input type="checkbox"/>	・健康保険被保険者証（国民健康保険の被保険者証を除く。）
<input type="checkbox"/>	・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し ・申請日直近の労働保険料領収書（雇用保険分）の写し
<input type="checkbox"/>	・従業者全員の賃金台帳又は源泉徴収簿 ・申請日直近の所得税徴収高計算書の領収証書の写し

2 書類の作成上の注意

- ・用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- ・登記事項証明書、住民票の写し又は外国人登録証明書の写しは、その発行の日から3か月以内に交付されたものとし、交付を受けた原本（コピー不可）を提出してください。

【参考資料】 誓約する事項（第2条第4号各号）

■津島市排水設備指定工事店規程第2条（指定の基準）

第2条 市長は、条例第30条第1項の規定による申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条第2項の規定により排水設備指定工事店の指定をするものとする。

- (1) 事業所ごとに、排水設備工事責任技術者を専属させる者であること。
- (2) 排水設備工事を行うための機械器具を有する者であること。
- (3) 愛知県、岐阜県又は三重県の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 条例第31条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

ウ 第25条の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの